



地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と一般社団法人 仙台建設業協会（以下「乙」という。）は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震災害が仙台市内において発生した場合に、甲が、乙の協力を得て応急危険度判定を行うことにより、迅速に避難所等の安全確認を行うことを目的とする。

（判定活動）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する判定活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ甲が指定する避難所の応急危険度判定
- (2) その他甲が必要と認める施設の応急危険度判定

2 前項第1号に規定する避難所については、甲が別に定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による応急危険度判定が必要と認めるときは、判定活動の内容、その他必要な事項を記載した書面により、乙に対し応急危険度判定の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるものとする。

2 仙台市において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、乙は、甲から応急危険度判定の実施について要請があったものとみなし、前条第1項に規定する判定活動を行うものとする。

（判定士に対する補償等）

第4条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、活動中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

（第三者に対する補償等）

第5条 第2条第1項に規定する判定活動に従事した者が、第三者に損害を与えた場合の補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領によるものとする。

(判定活動体制の確立)

第6条 乙は、地震災害時において甲の要請に即応するため、あらかじめ、乙の会員が判定活動を実施する体制を定めるものとする。

(情報共有)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては都市整備局住環境部住環境整備課長、乙においては専務理事をもって充てる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定期間及び更新)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、協定の期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

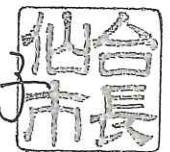
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年 6月 6日

甲 仙 台 市

代表 仙 台 市 長

奥 山 恵 美 子



一般社団法人 仙 台 建 設 業 協 会

乙 会 長

河 合 正 広



(一社)仙台建設業協会・応急危険度判定士の班編成

R6. 4. 1 現在

班	氏 名		勤務先	担当避難所名
1	班 長	石 川 祥 和	(株)阿部和工務店	連坊小路小
		樋 口 友 和		
		楡 井 教 郎		
2	班 長	山 上 亨	(株)榊田組	荒町小
		政 木 美 加		
		金 本 浩 司		
3	班 長	大豆生田 敏男	(株)阿部和工務店	南材木町小
		目 黒 均		
		阿 部 浩 行		
4	班 長	佐々木 信一	銅谷建設(株)	八軒中
		佐 藤 昌 運	阿部建設(株)	
		武 田 英 司	千田建設(株)	
5	班 長	齋 藤 善 弘	千田建設(株)	南小泉小
		加 藤 慎		
		熱 海 義 浩	(株)熱海工務店	
6	班 長	藤 原 昭 浩	奥田建設(株)	南小泉中
		佐 藤 純		
		清 藤 元 喜		
7	班 長	阿 部 研 一	(株)石井組	古城小
		大 友 秀 明		
		大 泉 篤	阿部建設(株)	
8	班 長	門 間 裕 幸	仙建工業(株)	若林小
		吉 田 利 弘		
		檜 舘 紀 子		
9	班 長	七 戸 幸 夫	阿部建設(株)	遠見塚小
		安 藤 秀 訓		
		奈 良 岡 淳 一		
10	班 長	二 階 堂 拓	(株)深松組	大和小
		高 橋 光 男		
		鎌 田 正		

班	氏 名		勤務先	担当避難所名
11	班 長	佐々木 歩	(株)橋本店	蒲町中
		眞 木 崇		
		酒 井 篤 史		
12	班 長	及 川 朝 志	中城建設(株)	蒲町小
		山 下 美 季	(株)橋本店	
		佐々木 進哉		
13	班 長	貴 田 善 男	仙台土木建築工業(株)	七郷小
		杉 山 諭		
		佐 藤 正 晴		
14	班 長	香 月 健 一	仙建工業(株)	七郷中
		菊 地 仁		
		鮎 澤 博 幸		
15	班 長	若 生 功	遠藤建業(株)	沖野中
		遠 藤 容 幸		
		高 橋 雅 大		
16	班 長	磯 村 義 裕	サイト工業(株)	沖野小
		名 取 一 成	(株)丹秀工務店	
		田 畑 淳 一		
17	班 長	佐 藤 清 徳	(株)佐元工務店	沖野東小
		伊 藤 資		
		小 泉 香 織		
18	班 長	金 原 実	(株)橋本店	六郷小
		五 嶋 康 則		
		佐 藤 克 也		
19	班 長	吉 岡 純 一	仙台土木建築工業(株)	六郷中
		高 橋 一 晃	鷹背建設(株)	
		佐 藤 敬 紀		
20	班 長	寺 嶋 健 男	赤坂建設(株)	荒井小
		水 木 和 平		
		小 畠 勝 義	(株)深松組	

(一社)仙台建設業協会・応急危険度判定士の班編成

(本部参集要員)

R6. 4. 1 現在

No.		氏 名	勤 務 先	
1	9	根本 信昭	阿部建設(株)	待 機
2	16	遠藤 孝男	遠藤工業(株)	待 機
3	23	川村 伸弘	皆成建設(株)	待 機
4	40	久保木 文弥	銅谷建設(株)	待 機
5	43	今野 清典	(株)ビルド	待 機
6	273	佐藤 健司	北都ハウス工業(株)	待 機
7	274	戸田 和美	北都ハウス工業(株)	待 機
8	275	菊池 敏雄	北都ハウス工業(株)	待 機
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

No.		氏 名	勤 務 先	
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				

応急危険度判定の行動マニュアル

(一社) 仙台建設業協会

令和3年4月2日現在

1. 目的

本マニュアルは、仙台市と(一社)仙台建設業協会(以下、「仙建協」という。)が締結した、「地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定」に基づき、避難所等の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、スムーズな避難所の開設への判断に資することや、避難所に避難する市民が、余震等により二次災害に遭遇することのないよう、仙建協・建築隊に登録している応急危険度判定士(以下、「判定士」という。)が、円滑に応急危険度判定が実施出来ることを目的として定めるものである。

2. 建築隊・事務局の開設

- 1) 仙台市内に震度5弱以上の地震が発生した時、仙建協の事務局は仙台市へ出動要請の有無を確認し、有りの場合は建築隊隊長社(株)阿部和工務店(電話264-0411)へ連絡する。更に建築隊隊長社は、判定士の所属会社に出動要請有りを伝える。
以降、建築隊の事務局の開設等は以下と同様にする。
- 2) 仙台市内に震度6弱以上の地震が発生した時、仙建協事務局内に災害応急措置協力会災害本部(以下「災害本部」という。)を立ち上げるが、その時、併せて建築隊の事務局を開設する。
- 3) 建築隊の事務局(電話264-0411)は、事務局職員の外、災害本部の建築委員長(建築隊・隊長社)のもと、災害本部に参集している連絡員が務める。

3. 建築隊・応急危険度判定士の初期行動

- 1) 判定士は、仙台市内に震度5弱以上の地震が発生した時、仙台市からの出動要請の有無を、①仙建協の事務局(電話265-7094~95)、②自身の所属会社、③仙台市建築指導課(電話214-8323)の順で確認する。
以降、出動要請有りの時は、以下と同様にする。
- 2) 判定士は、仙台市内に震度6弱以上の地震が発生した時、市や災害本部からの出動要請の有無に関わらず、直ちに班員同士が連絡を取り合い、2名もしくは3名で担当する避難所等に出向き、応急危険度の判定活動を実施する。

- 3) 各避難所の応急危険度の判定は、地震発生後24時間以内に判定業務を終えるものとする。
- 4) 判定士は、判定活動を行うに際し、概ね何時ごろから判定の活動に入れるか、建築隊の事務局に報告するものとする。
- 5) 判定士は、地震の発生に備えて常に判定業務に必要な資機材、移動用のクルマ等を準備しておくものとする。
- 6) 避難所の割り当ての無い判定士は、建築隊の事務局からの指示に、柔軟に対応できるように態勢を整えておく。

4. 建築隊・事務局の初期行動

- 1) 建築隊の事務局は、判定士に特別な理由があって、24時間以内に判定活動を終えることが出来ない場合は、避難所の割り当ての無い判定士に連絡し、判定活動を指示するものとする。
- 2) 建築隊の事務局は、各班の判定活動状況を把握すると共に、各班と連絡を密に取りあう。

5. 応急危険度判定士の班の行動に支障が出た場合

- 1) 万が一、班員が判定業務に携われない事情が発生し、一つの班で2名揃わない場合は、班員のいずれかがその旨を速やかに建築隊の事務局まで連絡するものとする。
- 2) 連絡を受けた建築隊の事務局は、速やかに避難所の割り当ての無い判定士より代替りの判定士を当該の避難所に出動させ、判定業務にあたらせる等、仙建協の役割に問題が生じないように対応する。
- 3) 建築隊の事務局は、判定士に変更があった場合は、市の建築指導課に報告する。

6. 応急危険度判定の実施

- 1) 判定士は、担当する避難所に到着したら応急危険度判定士の登録証を掲示し、学校長又はそれに代わる職員（以下、「施設管理者等」という。）に「只今から調査に入る旨」説明し、了解を得てから判定業務を開始する。
- 2) 調査にあたっては登録証を身に着けて、応急危険度判定士であることを識別できるようにするとともに、危険箇所や余震には十分な注意をはらい、事故等に遭遇する事の無いよう留意する。
- 3) 手元に応急危険度判定調査表（以下、「調査表」という。）が無い場合

- 判定士登録証
- ヘルメット
- 筆記用具
- 防寒具
- 防塵マスク
- バインダー
- コンベックス
- 軍手
- カメラ
- 携帯電話
- 懐中電灯などの照明器具

【市から前もって配付されているもの】

- 応急危険度判定調査表（学校にも配付されてある）
- 判定士の腕章

【あれば良いと思われるもの】

- ヘッドランプ
- 下げ振り
- ハンマー
- クラックスケール